あいづ球場ネーミングライツ・パートナー募集要項

会津若松市は 、あいづ球場における愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する民間事業者等 （以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）をこの募集要項及び会津若松市ネーミングライツ基本要領（以下「要領」という。）の定めるところにより募集します。

１　対象施設

⑴　名称：会津総合運動公園あいづ球場

⑵　所在地：福島県会津若松市門田町大字御山字村上地内

⑶　施設の概要　下記 URL からご参照ください。

https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007080702549/

２　募集期間

令和８年 10 月 30 日（金）　から　令和８年 12 月 10 日（木）午後５時 15 分まで

３　応募資格

下記の条件全てを満たす法人格を有する団体とします。

⑴　会津若松市内に本社若しくは事業所を有する団体又は会津若松市にゆかりの深い団体※であること。

※　会津若松市にゆかりの深い団体の例

・会津若松市と連携協定を締結しており、協力関係にある団体

・創業者や代表者が、会津若松市出身である団体

・会津若松市が創業地である団体

⑵　次の条件の全てに該当しないこと。

①　会津若松市広告掲載等に関する要綱（平成 20 年 11 月６日決裁。以下「要綱」という。）第４条第１項及び第２項に掲げる業種又は事業者

②　要領９の⑵ただし書きに該当する事業者

③　その他ネーミングライツ・パートナーとして相応しくないと市が判断した団体

４　契約期間

募集する契約期間は、令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までとします。

・　募集契約期間以外の期間での申込みは失格となります。

・　契約の更新については、契約期間が終了する日の６か月前までに、当該施設のネーミングライツ事業の継続実施の可否を判断し、通知します。

５　ネーミングライツ料（希望金額）

年額２１０万円（消費税及び地方消費税は別途）

・　応募金額は１万円単位とします。
・　「10　ネーミングライツ料以外の費用負担」に掲げるネーミングライツ・パートナーが負担すべき費用は、ネーミングライツ料とは、別に負担いただきます。
・　希望するネーミングライツ料を申込書に記入してください。
・　希望金額の１／２の額を下回る申込みは失格となります。
・　複数の応募があった場合で、希望金額以上の提案を行った者がいる場合は、希望金額以上の提案を行った者の中から優先交渉権者を選定します。

６　優先交渉権者の選定方法

応募者から提出された申込書及び添付書類は、会津若松市広告審査委員会において審査を行います。また、必要に応じて応募者にヒアリングを実施します（ヒアリングを実施する場合は、別途、応募者に通知します。）。

その後、最もネーミングライツ・パートナーに相応しいと判断する応募者を「優先交渉権者」として選定します。

⑴　選定にあたっての審査

ネーミングライツ・パートナーとしての応募資格を審査した上で、要領別記１に定める評価基準により審査します。

⑵　結果通知

審査結果は、応募者全員に書面で通知します。また、市ウェブサイトで優先交渉権者、愛称及び略称、ネーミングライツ料、契約期間を公表します。

なお、審査内容及び審査結果に対する問合せ、異議等には、応じません。

⑶　優先交渉権者との協議

審査の結果、優先交渉権者となった応募者と契約に係る必要事項について協議します。

優先交渉権者との協議が整わず、合意の可能性がないと市が判断した場合は、協議を打ち切り、次順位者を優先交渉権者とし、協議を行うものとします。

⑷　応募書類は返却しません。

７　ネーミングライツ・パートナーの公表、愛称の普及

市は、ネーミングライツ・パートナーや愛称、ネーミングライツ料等について、市ウェブサイト、報道機関等に公表し、正式名称を使用する必要がある場合を除き、愛称を積極的に使用して周知を図ります。

８　印刷物等の変更

パンフレット、封筒等の印刷物への愛称の使用は、次のとおりとし、原則としてネーミングライツ・パートナー契約締結後に作成するものからの対応となります。既存印刷物の表示変更を希望する場合は、ネーミングライツ・パートナーの費用負担により対応していただきます。

〔ウェブサイト・施設名称入り印刷物等一覧〕

種類・印刷物名	愛称の使用開始時期	備考
市ウェブサイト	令和９年４月１日	
・公園施設設置・管理（変更）許可申請書 ・公園施設設置・管理（変更）許可書 ・有料公園施設利用許可申請書 ・有料公園施設利用許可書 ・公園使用料減免申請書 ・公園使用料減免決定通知書 ・公園使用料還付申請書 ・公園供用日等変更承認申請書		都市公園条例施行規則により様式を定めているため使用しない。

９　愛称の条件等

⑴　条件

・　市民や施設利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとします。

・　企業名（通称を含む。）、商品名、ブランド名等が使用できます。

（例）［企業名］＋アリーナ

（例）［商品名］＋スタジアム

（例）［ブランド名］＋球場

・　愛称に略称を付けることも可能とします。

・　表記に使用できる言語は、日本語、英数字を原則とします。

・　愛称は、あいづ球場であることがイメージできることを条件とします。

・　あいづ球場と判別できない愛称は、使用できません。

・　会津若松市、会津、若松など当地の地名以外の地名を入れるなど、施設利用者の混乱を招くおそれがある愛称は使用できません。

・　要綱第４条に該当する愛称は、使用できません。

・　市民や施設利用者の混乱を防止するため、決定した愛称（略称を含む。）は契約期間内に変更することはできません。ただし、ネーミングライツ・パートナーが経営統合等により社名を変更した場合は、協議により変更の必要及び可否を決定します。

　なお、その際の看板、市が作成するパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

・　愛称は、著作権、商標権、その他の権利を侵害しないことを前提とします。

⑵　留意事項

・　愛称は、市からの申し出により変更を求める場合があります。

・　市が条例等で定める施設名称（正式名称）は変更しません。

・　市は、愛称が定着するまでの当分の間、正式名称を併記するなどの措置を講じます。

・　オリンピックや国際試合のような規模が大きい大会等が開催される場合、愛称が使用できないことがあります。

・　イベント等が開催される際、当該施設の利用者及び報道機関等が愛称を使用しない場合があります。
・　看板や市が作成する印刷物等は愛称を使用し、略称は必要に応じて適宜使用することとします。

10　ネーミングライツ料以外の費用負担

ネーミングライツ料のほか、市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次のとおりとします。

区分	ネーミングライツ・パートナー	市
看板の新設及び変更	○	
電気を使用する新設看板の電気使用料、子メーターの設置・撤去費用	○	
新設及び変更した看板の契約期間終了又は契約解除時の原状回復	○	
新設した看板の修繕等の維持管理	○	
新設した看板に起因する第三者への損害賠償	○	
市が作成するパンフレット、封筒等の印刷物（契約前に作成されていたものを除く。）や市ウェブサイトの表示変更		○

※　「看板」は、建物の壁面に愛称を表示するために取り付けるもののほか、敷地内にある門柱、施設案内板、誘導表示板、誘導表示、カッティングシートで貼り付けた愛称表示等を含みます（以下、本募集要項において同じ。）。

11　敷地内看板

ネーミングライツ・パートナーは、当該施設に愛称を表示する看板を設置することができます。

⑴　看板の設置可能箇所

・　既存看板

既存看板は取り外すことはできません。愛称の表示可能な箇所及び看板設置に関する条件は、別図１のとおりです。

愛称の表示を希望する箇所の番号を申込書に記入してください。

また、愛称のデザイン、設置方法等に関する資料がある場合は添付してください。

・　当該施設は、市の指定避難所に指定されています。避難場所を示す看板が設置されている箇所がありますが、当該看板には愛称を表示できません。

⑵　新設箇所の提案（応募者が提案する新設箇所）

上記⑴以外の箇所に看板の新設を希望する場合は、希望する看板の設置箇所の位置図、写真等を提出してください。

また、愛称のデザイン、設置方法等に関する資料がある場合は添付してください。

・　一つの壁面に２箇所以上看板を設置することはできません。
・　窓ガラスにカッティングシート等で愛称を表示することはできません。
・　当該施設の敷地外に看板を新設することはできません。

また、上記のほか、応募者の希望どおりに看板を新設することができない場合もありますが、その場合においてもネーミングライツ料を変更することはできません。

⑶　条件

・　愛称、企業及び商品のロゴが表示できます。
・　企業ブランドメッセージ、イメージキャラクター、商品写真・イラスト等は、看板には表示できません。
・　看板を設置する位置、形状、面積、材質、デザイン、色彩、表示する文字（企業・商品のロゴを含む）等は、当該施設や周辺景観と調和するように配慮したものとします。
・　照明等の電気を使用する看板は、周辺の景観に配慮したものとします。
・　地色に蛍光・発光塗料、蛍光フィルム又は反射性の強い塗料は使用できません。
・　看板の設置は、原状回復が図れる取付け構造にするとともに、契約終了時には、市の指示により、原状回復することとします。
・　看板は、風力、地震等で落下しない対策を講じるとともに、定期的な点検を実施し、安全性を確実に維持することとします。
・　壁面等に取り付けるものは、窓、開口部等をふさがないものとします。
・　看板のデザイン及び表示内容は、著作権、商標権、その他の権利を侵害しないことを前提とします。
・　看板の大きさや高さ、形状等により、市屋外広告物等に関する条例の規定による許可等の手続が必要な場合がありますので、詳細は担当までお問い合わせください。
　また、看板の施工にあたっては、福島県屋外広告物条例の規定により、屋外広告物業者として登録されている事業者に依頼する必要があります。
・　高さ４メートルを超える看板は、看板の設置前に建築確認申請の手続が必要です。また、確認済証及び検査済証の写しを提出していただきます。
・　建築確認申請に係る手数料はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。
・　看板の経年劣化による退色、材料腐食、シールのはがれ、文字の脱落等がないか、定期的な点検を実施し、美観を維持することとします。

⑷　留意事項

・　既存看板の変更箇所、新設する看板の設置箇所は、最終的には優先交渉権者との協議により決定しますが、希望どおりに設置できないこともあります。その場合においてもネーミングライツ料を変更することはできません。
・　既存看板の変更及び新設する看板の具体的な形状、大きさ、色彩、設置方法等は、優先交渉権者との協議により、最終的に決定することとします。
・　募集要項に示す箇所のほかに既存の施設表示がある場合（備品等を含む。）、表示の変更可否は、協議により決定することとします。

12　ネーミングライツ・パートナー特典

ネーミングライツ・パートナーには、次の特典を付与します。この特典を譲渡、転貸等することはできません。

⑴　下記 22 に示す優先交渉権の付与

⑵　ネーミングライツに関する周知スペースの設置

ネーミングライツ・パートナーであることを周知するため、当該施設内の一部を使用し、パネルボード等（概ね２㎡程度の壁面）を設置するスペースを設けることができます。

使用を希望する場合は、具体的な使用方法及び内容を申込書に記入してください。

使用箇所の詳細については、優先交渉権者決定後に市及び指定管理者との協議により決定します。希望どおりの箇所や大きさとはならない場合もありますが、その場合でもネーミングライツ料を変更することはできません。

周知スペースの設置及び撤去に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

周知スペースの使用には、別途行政財産使用許可の手続が必要になります。

※　行政財産使用料は免除となります。

（パネルボードの例）

○○○○会社は、ネーミングライツ・パートナーとして あいづ球場に「・・・・・・・・・」と命名し、 みなさまのよりよいスポーツ活動を応援しています！

⑶　バックスクリーン内の全面 LED 型スコアボードにおいて、試合開催時などにパートナー企業の PR 動画を再生することができます。実施する時期などの詳細については、市及び指定管理者との協議により決定します。

13　道路標識

道路標識の表示変更及び新設はできません。

※　「道路標識」は、目標地までの経路を案内する経路案内板のほか、誘導板、施設名称板、観光案内板等を含みます。

14　地図会社・交通機関

市は、主な地図製作会社及び交通機関に対して、表示内容の変更を依頼します。

ただし、表示の変更可否及び変更時期は、各事業者の都合により決定されます。

15　実施スケジュール

⑴　募集開始　令和８年 10 月 30 日（金）

⑵　質問の受付期限　令和８年 11 月 20 日（金）

⑶　質問への回答期限　令和８年 11 月 27 日（金）

⑷　申込書等の提出期限　令和８年 12 月 10 日（木）

⑸　広告審査委員会の開催　令和８年 12 月下旬（予定）

⑹　優先交渉権者の選定　令和９年１月中旬（予定）

⑺　ネーミングライツ・パートナーの決定、契約手続　令和９年２月上旬（予定）

⑻　ネーミングライツ開始（愛称使用開始）　令和９年４月１日（予定）

16　応募方法

⑴　提出書類

次に掲げる書類を提出してください。（⑥及び⑦については、該当するいずれかの書類）

①　ネーミングライツ・パートナー申込書（第１号様式）

②　誓約書（第２号様式）

③　履歴事項全部証明書又はその写し

ネーミングライツ・パートナー公告日以降に発行されたもの。

④　会社概要（任意様式）

⑤　直近３年分の決算報告書（任意様式）（貸借対照表、損益計算書等）

法人設立してから３年未満の場合は、設立後の全ての決算報告書を提出してください。

⑥　納税情報確認同意書（第３号様式）

本店又は支店等が会津若松市に所在する法人は、提出してください。

⑦　納税証明書（各市町村様式）又はその写し

本店又は支店等が会津若松市に所在しない法人は、ネーミングライツ・パートナー契約を締結する本店又は支店等が所在する住所地の市区町村で、公告日以降に発行された次のア～オの税目に係る直近２年度分の納税証明書又はその写しを提出してください。

ア　法人市区町村民税

イ　固定資産税及び都市計画税

ウ　軽自動車税

エ　事業所税

オ　入湯税

⑧　納税証明書（税務署様式その３の３）又はその写し

本店所管の税務署で公告日以降に発行された納税証明書又はその写しを提出してください。

ア　法人税

イ　消費税及び地方消費税

⑨　敷地内看板に関する資料

愛称を表示する看板の新設箇所の提案をする場合は、希望する使用箇所の位置図、写真等を申込書と併せて提出してください。

⑩　愛称のデザイン、設置方法等に関する資料（ある場合のみ）

⑵　提出期限

募集期間の終期

⑶　提出部数

各１部

⑷　提出方法

直接持参又は郵送により提出してください。

①　持参の場合

受付は、募集期間内の午前８時 30 分から午後５時 15 分までとします（土・日・祝日等閉庁日を除きます。）

② 郵送の場合

書留や特定記録等、配達を確認できる方法により、募集期間最終日の午後５時15分までに会津若松市役所まちづくり整備課に到着したものを有効とします。

⑸ 提出先

〒965-8601　福島県会津若松市東栄町３番46号
会津若松市役所建設部まちづくり整備課
電　話：0242-39-1275
ＦＡＸ：0242-39-1451
E-mail：machi-seibi@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

⑹ 留意事項

- 募集期間後の提出書類の受付はできません。
- 募集期間後の提出書類の差替え及び再提出は認めません。
- 提出書類は返却しません。
- 提出書類の作成及び提出に係る費用並びに契約締結に係る費用は、応募者の負担とします。
- 必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
- 申込書提出後に、辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。
- 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。
- 提出書類は審査の用途以外に応募者に無断で使用することはありません。

17　募集要項に対する質問の受付・回答

応募にあたり、質問がある場合は、次のとおり受付、回答します。

⑴ 質問方法

募集要項等質問書（第４号様式）を持参、郵送、メール又はファックスのいずれかの方法で提出してください。

⑵ 質問期間

令和８年11月２日（月）から令和８年11月20日（金）午後５時15分まで

⑶ 提出方法

① 持参の場合

受付は、質問期間内の午前８時30分から午後５時15分までとします。
（土・日・祝日等閉庁日を除きます。）

② 郵送の場合

書留や特定記録等、 配達を確認できる方法により質問期間最終日の午後５時15分までに到着したものを有効とします。

③ メール・ファックスの場合

受付は、質問期間内とします。
質問期間最終日は、午後５時15分までに到着したものを有効とします。

⑷ 提出先

項目「16 応募方法⑸提出先」のとおりです。

⑸　回答方法

令和８年 11 月 27 日（金）までに質問者へ募集要項等回答書（第５号様式）で回答し、原則として市ウェブサイトに掲載します。

18　契約の締結及び契約書の作成

市と優先交渉権者との間で契約に係る協議が整った場合、ネーミングライツ・パートナーとして契約を締結します。

契約書は、別添のとおりですので、契約内容を了解した上で、申し込んでください。なお、赤文字の箇所は、優先交渉権者との協議により最終的に決定します。

また、契約締結後、次の事項を市ウェブサイト、「市政だより」等により公表します。

⑴　愛称及び略称
⑵　ネーミングライツ・パートナーの名称
⑶　ネーミングライツ料
⑷　契約期間
⑸　ネーミングライツ・パートナー特典
⑹　その他特記事項

19　契約の解除

契約期間中であっても、ネーミングライツ・パートナーが項目「３　応募資格⑵」に掲げる条件に該当する場合や、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為、社会的信用を損なう行為を行い、市や当該施設のイメージが損なわれた場合等、市がネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと判断するときは、契約を解除することがあります。

契約を解除する場合、納入済みのネーミングライツ料は返還しないこととし、残る契約期間の総額の契約金額の 10 分の２に相当する額を、違約金として負担していただきます。

また、ネーミングライツ・パートナーの業績の著しい悪化等により、契約を継続することが困難となり、契約期間中に中途解除することになった場合は、納入済みのネーミングライツ料は返還しないこととし、残る契約期間の総額の契約金額の 10 分の１に相当する額を、違約金として負担していただきます。

これらの契約解除に伴う看板、周知スペース等の撤去及び原状回復に必要な費用は、全てネーミングライツ・パートナーの負担とします。

さらに、市が作成したパンフレット、封筒等の印刷物の作り直しに係る費用は、全てネーミングライツ・パートナーの負担とします。

なお、前述以外の理由により、契約期間中に契約を解除することはできません。

20　損害賠償

ネーミングライツ・パートナーが設置した看板により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

21　ネーミングライツ料の納入方法

・　ネーミングライツ料は、毎年４月末日までに納入してください。
・　納入期限が土日祝日等閉庁日の場合は、翌開庁日とします。
・　ネーミングライツ料は年度毎に一括して支払うものとし、分割して支払うことはできません。
・　ネーミングライツ料の納入に要する費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

22　更新契約に係る優先交渉権

この募集により決定したネーミングライツ・パートナーが、当該契約期間満了後も継続して当該施設のネーミングライツ・パートナーとなることを希望する場合、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与します。この場合において、愛称及び略称を変更することはできません。

23　その他

・　当該施設が指定管理者制度を導入している場合、又は新たに指定管理者を募集することがあった場合は、指定管理者となる団体の決定は会津若松市が行うため、これに係る異議等には応じることができません。
・　会津若松市情報公開条例（平成15年会津若松市条例第１号）の規定による公文書開示請求があった場合は、同条例に基づき応募時の提出書類等を一部開示することがあります。
・　ネーミングライツ・パートナーの申込み及び契約に当たっては、関係する法令等の規定を遵守してください。
・　施設見学をすることも可能ですので、希望する場合は別途お問い合わせください。
・　応募に係る一切の費用については、応募者の負担とします。

24　問合せ先

〒965-8601　福島県会津若松市東栄町３番46号
会津若松市役所建設部まちづくり整備課
電　話：0242-39-1275
ＦＡＸ：0242-39-1451
E-mail：machi-seibi@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

別図１

○【あいづ球場】への設置可能箇所（例）

No.１　施設正面壁面	
	【条件】 ・既存看板は取り外すことはできません。 ・左記以外の箇所に看板の新設を希望する場合は、希望する看板の設置箇所の位置図、写真等を提出してください。 ・一つの壁面に２箇所以上看板を設置することはできません。 ・看板は、風力、地震等で落下しない対策を講じるとともに、定期的な点検を実施し、安全性を確実に維持することとします。 ・看板の設置は、原状回復が図れる取付け構造にするとともに、契約終了時には、市の指示により、原状回復することとします。
No.２　施設一塁側壁面（テニスコート側）	
	【条件】 ・左記以外の箇所に看板の新設を希望する場合は、希望する看板の設置箇所の位置図、写真等を提出してください。 ・一つの壁面に２箇所以上看板を設置することはできません。 ・看板は、風力、地震等で落下しない対策を講じるとともに、定期的な点検を実施し、安全性を確実に維持することとします。 ・看板の設置は、原状回復が図れる取付け構造にするとともに、契約終了時には、市の指示により、原状回復することとします。

○ 案内看板については、シール貼り付けにより愛称表示が可能です。

① わんぱく広場入口（南から）	② わんぱく広場入口（北から）
	
③ モニュメント広場（南西から）	④ あいづ球場とテニスコートの間（南から）
	
⑤ 駐車場から園内入口（南から）	⑥ 陸上競技場入口（東から）
	

会津総合運動公園案内図



あいづ球場ネーミングライツ・パートナー契約書

会津若松市（以下「甲」という。）及び【ネーミングライツ・パートナーの名称】（以下「乙」という。）は、甲が所有するあいづ球場（以下「当該施設」という。）に使用する愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（基本的事項）

第１条　甲及び乙は、互いに信義を重んじ、本契約を誠実に履行しなければならない。

２　甲は、甲が所有する施設を有効に活用し、新たな財源確保並びに施設の知名度、集客力及びサービスの向上を図ることを目的として、当該施設のネーミングライツの付与を行う。

３　乙は、本契約に定めるネーミングライツの対価として第４条第１項に規定する金額（以下「ネーミングライツ料」という。）を支払うものとする。

（ネーミングライツの愛称）

第２条　乙が当該施設に命名する愛称は、次表のとおりとする。ただし、甲が条例等で定める名称（以下「正式名称」という。）は、変更しない。

施設の名称	あいづ球場
所在地	会津若松市門田町大字御山字村上地内
愛称（日本語表記）	・・・・
愛称（英語表記）	・・・・
略称	・・・・

２　乙が前項に規定する愛称を使用することができる本契約の期間は、次条に掲げる期間とする。

３　前項の規定にかかわらず、愛称を使用するための準備の観点から、甲が必要と認める範囲内において、乙は、次条に定める期間の開始日の前に次の各号に掲げる行為をすることができるものとする。

⑴　第６条第１項に定める看板の製作・設置

⑵　広告宣伝物への掲出

⑶　マスメディアへの対応を含む広報及び広告活動

４　愛称は、次に掲げる場合には、使用されないことがある。

⑴　オリンピック及び国際大会等の大会規定等により使用制限がある場合

⑵　当該施設の利用者及び報道機関等が自己都合により使用を控える場合

⑶　正式名称を使用する必要がある場合

５　甲は、前項の場合を除き、第１項に規定する愛称を積極的に使用し、周知を図るものとする。

６　愛称及び略称は、市民や施設利用者の混乱を防止するため、次条の期間内に変更することはできない。ただし、乙が経営統合等により社名等を変更した場合は、甲乙協議の上、甲が適当と認めるときは、愛称及び略称を変更することができる。

（本契約の実施期間）

第３条　本契約の実施期間（以下「契約期間」という。）は、令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までとする。

（ネーミングライツ料）

第４条　ネーミングライツ料は、年額金〇〇〇円（税抜額は金〇〇〇円、取引に係る消費税及び地方消費税の額は金〇〇〇円）とする。

２　乙は、甲の会計年度ごとに甲が発行する納入通知書により、次表の納入期限までにネーミングライツ料を支払うものとする。

年度	期間	納入期限	ネーミングライツ料（年額）	税抜金額（消費税及び地方消費税）
令和９年度	令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで	令和９年４月末日	〇〇円	〇〇円（〇〇円）
令和 10 年度	令和 10 年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで	令和 10 年４月末日	〇〇円	〇〇円（〇〇円）
令和 11 年度	令和 11 年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで	令和 11 年４月末日	〇〇円	〇〇円（〇〇円）

３　前項に規定する納入期限が会津若松市の休日を定める条例（平成元年会津若松市条例第 40 号）第１条の市の休日に当たるときは、同条例第２条の期限の特例を適用する。

４　契約初年度が１年に満たない場合のネーミングライツ料は、第１項の年額を 365（閏年の日を含む年度は 366 とする。）で除した数に初年度の契約日数を乗じて得た日割計算の額とする。なお、算出額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

５　乙の責めに帰する事由により、第２項に規定するネーミングライツ料の支払いが遅れた場合は、甲は、乙に対して遅延利息の支払いを請求することができる。

６　前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額（当該額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）とする。

７　第６条第２項又は第３項に規定する協議の結果にかかわらず、甲は、契約期間の途中で、第２項に規定するネーミングライツ料を変更しないものとする。

８　ネーミングライツ料の支払いに要する費用は、乙が負担する。

（ネーミングライツ料以外の費用負担）

第５条　乙は、ネーミングライツ料のほかに次の各号に定める一切の費用を負担する。

⑴　愛称を表示するための看板の新設及び既存看板の変更に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用

⑵　愛称を表示するために電気を使用する看板を新設する場合の電気使用料及び子メーターの設

置に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用

⑶　前２号に規定する看板、設備等の修繕又は維持管理に係る費用

⑷　本契約の締結に要する費用

２　看板は、建物の壁面に愛称を表示する看板のほか、施設の敷地内にある門柱、施設案内板、誘導表示、カッティングシートで張り付けた愛称表示等を含むものとする（以下本契約において同じ。）。

３　第２条第６項ただし書に基づき愛称を変更する場合、乙は、次の各号に定める愛称の表示変更に係る一切の費用を負担するものとする。

⑴　次条第１項及び第３項に定める看板

⑵　甲が作成するパンフレット及び封筒等の印刷物の表示変更

４　第10条第１項又は第３項の規定により本契約が解除される場合において、第１項第１号及び第２号の規定を適用するものとする。この場合において、第２条第１項に規定する愛称を使用するために甲が作成したパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

（愛称の表示箇所）

第６条　乙は、契約期間中、当該施設の敷地内で、別図１に示す箇所に設置する看板に第２条第１項に定める愛称を表示することができる。

２　前項に定める看板の具体的な形状、大きさ、色彩、設置方法等は、甲乙協議の上、決定する。

３　第１項に定める箇所を変更する場合又は新たに追加する場合は、甲乙協議の上、決定する。

４　乙は、看板が風力、地震等で落下しない対策を講じるとともに、定期的な点検を実施し、安全性を確実に維持しなければいけない。

５　乙は、看板の経年劣化による退色、材料腐食、シールのはがれ、文字の脱落等がないか、定期的な点検を実施し、美観を維持しなければならない。

６　甲が作成する市ウェブサイト、パンフレット及び封筒等で、第２条第１項に規定する愛称を使用するもの及び使用しないものは、次表のとおりとする。ただし、予定が変更になる場合は、あらかじめ乙に承諾を得るものとする。

種類・印刷物名	愛称の使用時期	備考
・市ウェブサイト	令和９年４月１日	
・公園施設設置・管理（変更）許可申請書 ・公園施設設置・管理（変更）許可書 ・有料公園施設利用許可申請書 ・有料公園施設利用許可書 ・公園使用料減免申請書 ・公園使用料減免決定通知書 ・公園使用料還付申請書	使用しない	会津若松市都市公園条例施行規則により様式を定めているため使用しない。

・公園供用日等変更承認申請書		

（知的財産権の無償使用）

第７条　乙が愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第２条第２項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

２　前項の規定による知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議の上、別に定める。

３　愛称が第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は自己の責任と費用においてこれを解決する。

（権利の譲渡等の禁止）

第８条　乙は、本契約に定める権利について、第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保の目的に供する等の行為をしてはならない。

（契約の期間終了及び更新）

第９条　甲は、契約期間終了後も継続して当該施設のネーミングライツ事業（ネーミングライツの付与及びこれに付帯する業務）を実施する場合において、乙が引き続きネーミングライツ・パートナーとして契約することを希望する場合は、当該契約のための優先交渉権を付与する。ただし、乙が優先交渉権を行使する場合、第２条第１項に定める愛称及び略称は、第２条第６項ただし書きに該当する場合を除き、変更することはできない。

２　甲は、契約期間が終了する６か月前である令和 11 年９月 30 日までに、当該施設のネーミングライツ事業の継続の可否を判断し、乙に文書で通知する。

３　乙は、第１項の規定により、優先交渉権を行使する場合は、契約期間が終了する５か月前である令和 11 年 10 月 31 日までに、その意思を甲に文書で回答しなければならない。

４　第１項の規定により、乙が優先交渉権を行使する場合、甲が改めて定める契約条件に基づき、甲乙協議を行い、契約期間が終了する４か月前である令和 11 年 11 月 30 日までに協議を整えなければならない。

５　前項の協議が整った場合、甲は乙を本契約終了後のネーミングライツ・パートナーとして決定し、甲及び乙は、新たに契約を締結するものとする。

６　第２項の規定に基づく乙からの文書に対する乙の回答がなかった場合又は第３項の協議が整わなかった場合、甲は、新たなネーミングライツ・パートナーの募集を行うことができる。

７　前項の規定により本契約が終了する場合は、乙は、契約期間の末日までに、第６条第１項又は第３項の規定により設置した看板を第５条第１項第１号から第３号までの規定に基づき、乙の負担で撤去及び原状回復しなければならない。

８　乙が、前項の規定による撤去等に応じないときは、甲が当該看板を撤去し、及び原状回復し、その費用の全額を乙に請求する。この場合において、乙は、甲が発行する納入通知書により、甲が通

知した日の翌日から起算して 14 日以内にその費用を甲に支払わなければならない。

（契約解除）

第 10 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間中であっても本契約を解除することができる。

⑴　会津若松市広告掲載等に関する要綱（平成 20 年 11 月６日決裁）第４条第１項又は第２項に掲げる業種又は事業者であることが判明したとき。

⑵　乙が本契約に違反したとき、又は正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないとき。

⑶　乙が法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他乙の責めに帰する事由により、社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

⑷　乙が国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産したとき。

２　乙は、甲が正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないときは、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。

３　乙の業績の著しい悪化等により乙に本契約を継続することが困難な事由が生じたときは、甲乙協議の上、本契約を解除することができるものとする。

４　第１項又は前項の規定により契約解除されたことで乙に生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

５　第１項又は第３項の規定により本契約が解除となる場合、甲は契約解除日を文書で通知し、乙は契約解除日までに愛称の使用を終了しなければならない。

６　第１項又は第３項の規定により本契約が解除となる場合、第５条第１項第１号から第３号までの規定を適用するものとする。この場合において、第２条第１項に規定する愛称を使用するために甲が作成したパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

７　第１項から第３項までに定める場合を除き、甲及び乙は、契約期間中に本契約を解除することができない。

（契約の変更）

第 11 条　甲及び乙は、契約期間中に災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合は、甲乙協議の上、契約内容を変更することができる。

２　前項の場合において、乙の責めに帰し得ない事由により、当該施設が施設全般にわたり 30 日以上連続して使用不能になった場合は、甲は、使用不能日数に応じて、第４条第２項に規定するネーミングライツ料を日割計算して減額し、乙に返還するものとする。この場合において、遅延利息は付さないものとし、算出額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（ネーミングライツ料の不返還、違約金）

第 12 条　第 10 条第１項又は第３項の規定により契約が解除された場合、乙が第４条第１項から第６項までの規定により既に納入したネーミングライツ料は、返還しないものとする。

２　第４条第２項の納入期限が到来する日までの間に第 10 条第１項又は第３項の規定により本契約が解除された場合、乙は期限の利益を喪失し、直ちに当該年度のネーミングライツ料を甲に支払わなければならない。この場合、乙は、本契約が解除されたとしても当該年度のネーミングライツ料の支払義務は免れない。
３　第 10 条第１項の規定により本契約が解除された場合、乙は、契約解除日から契約期間の末日までのネーミングライツ料の 10 分の２に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、算出額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
４　第 10 条第３項の規定により本契約が解除された場合、乙は、契約解除日から契約期間の末日までのネーミングライツ料の 10 分の１に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、算出額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（損害賠償）
第 13 条　乙は、乙の責めに帰する事由により、本契約に定める義務を履行しなかった場合又は義務の履行に瑕疵があり第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
２　第 10 条第１項又は第３項の規定による契約の解除を直接の原因として甲に現実の損害が生じたときは、乙は、前条第３項又は第４項に規定する違約金とは別に、甲に対して当該損害を賠償しなければならない。
３　第６条第１項又は第３項の規定により乙の設置した看板が、落下、転倒、飛散し、又はこれらの突出部分への衝突、サビ又は塗装の剥がれによる汚れの付着等で第三者に損害を与える事故が発生した場合、乙は、その損害を賠償し、自己の責任と費用において解決しなければならない。
４　前項の規定にかかわらず、甲が第三者に金員の支払いを余儀なくされたときは、乙が甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む。）を支払う。

（秘密保持）
第 14 条　甲及び乙は、互いにネーミングライツ付与の実施に関して知り得た相手方の秘密を第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。ただし、法令、裁判所又は政府機関による開示の要求がある場合はこの限りでない。

（ネーミングライツ・パートナー募集要項等の遵守）
第 15 条　本契約に定めるもののほか、乙は、あいづ球場ネーミングライツ・パートナー募集要項、会津若松市財務規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

（疑義等の決定）
第 16 条　本契約に定めのない事項及び本契約に関し生じた疑義については、甲乙協議の上、決定する。
２　本契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。
３　本契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　会津若松市東栄町３番 46 号
会津若松市
代表者　会津若松市長　室　井　照　平

乙　【ネーミングライツ・パートナーの所在地】
【ネーミングライツ・パートナーの名称】
【ネーミングライツ・パートナーの代表者名】